

各指定保育士養成施設長 様

兵庫県健康福祉部少子高齢局こども政策課長

保育士修学資金貸付事業の募集について

平素は、本県の子育て支援施策の推進にご協力をいただきまして、ありがとうございます。

さて、本県では、保育人材確保のための取組の一環として、公益社団法人兵庫県保育協会を実施主体として、保育士修学資金貸付事業を実施していますが、対象者を県外在住者にも拡大した上で、令和3年度においても実施することとしました。

この事業は、保育士養成施設で保育士資格取得を目指している経済的に支援が必要な学生を対象に修学費用を無利子で貸し付けるもので、原則、兵庫県内の保育所等で5年間保育業務に従事した場合には返還が全額免除されます。

貴職におかれましては、本事業について在学生へ周知していただくとともに、別添「令和3年度兵庫県保育士修学資金貸付事業の手引」（以下「手引」という。）に従い、修学資金の借り受けを希望する学生からの申請の取りまとめ及び推薦をお願いいたします。

記

1 事業概要

貸付対象	指定保育士養成施設の在学生で、次の要件を満たす者として指定保育士養成施設から推薦のあった方（神戸市に住民登録している者を除く） ① 養成施設卒業後、兵庫県内の保育所等で勤務する意思を有する ② 学業優秀である ③ 家庭の経済状況等から真に貸付が必要と認められる ④ 他の地方公共団体等から同種の修学資金等を借り受けていない ※ 兵庫県保育協会では、提出された申請書などの内容を貸付審査会において審査し、貸付の可否を決定します。家計基準については、「手引」を参照願います。
貸付限度額	① 月額5万円〔対象経費：授業料、実習費、教材費等〕 ② 入学準備金20万円 ③ 就職準備金20万円 (①～③のいずれも無利子)
貸付期間	養成施設に在学する期間（上限2年間）
返還免除	下記の要件を全て満たすと、返還は免除されます。 ① 養成施設卒業の日から1年以内に保育士として登録 ② 兵庫県内（神戸市域含む）の保育所等で引き続き5年間勤務

注) 神戸市内に住民登録している者は、神戸市の実施する保育士修学資金貸付の対象となります。貸付を希望される方は、神戸市私立保育園連盟にお問い合わせください (Tel : 078-361-3889)。

2 添付書類

「令和3年度兵庫県保育士修学資金貸付事業の手引」を参照願います。

様式は、https://www.hyogo-hoikukyokai.or.jp/style_jinzai_kakuho.html に掲載

3 ご依頼したい事項

(1) 在学生への事業の周知

(2) 在学生からの申請を取りまとめ、推薦書の作成と申請書類の提出

申請者を施設ごとに取りまとめ、推薦書を付して、下記5で示している期日までに兵庫県保育協会に提出してください。複数の申請者を推薦する場合には推薦順位を付していただきますようお願いいたします。

なお、他の奨学金との併用の有無等の確認については、基本的に本人の申請によりますが、虚偽その他不正な方法により貸付を受けたことが明らかになったときには、契約を解除されたり、返還免除や猶予が受けられない場合があることに注意してください。

4 留意事項

各施設の推薦数については、下記(1)で3名程度、(2)で3名程度で、計6名程度となります。

(1) 令和2年度以前に在学しており、令和3年度も引き続き在学する方

対象経費：学費（最大2年間：令和3年度～）、就職準備金

(2) 令和3年度に新たに入学した方

対象経費：入学準備金、学費（最大2年間）、就職準備金

5 申請書の提出期限

令和3年5月14日（金）とします。

6 申請書の提出先・問い合わせ先

公益社団法人兵庫県保育協会 保育士修学資金貸付担当

〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内

Tel : 078-242-4623

E-mail : hokyo@fancy.ocn.ne.jp